

2019年11月14日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社
代 表 者 名 代表執行役 吉田憲一郎
(コード番号 6758 東証 第1部)
問い合わせ先 財務部 IRグループ
(TEL:03-6748-2111(代表))

SREホールディングス株式会社の上場承認及びそれに伴う当社保有の株式の売出しについて

本日、株式会社東京証券取引所より、当社の連結子会社である SRE ホールディングス株式会社(以下「SRE」)の普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場(以下「本上場」)が承認されましたので、お知らせいたします。

また、本上場に際し、当社は、当社が保有する SRE 株式の一部につき売出し(以下「本売出し」)を行うことを決定しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. SRE の概要

商号	SREホールディングス株式会社
代表者	代表取締役 西山 和良
所在地	東京都港区北青山3丁目1-2
設立年月日	2014年4月14日
資本金	18億2,245万円(2019年3月31日現在)
事業内容	不動産事業、ITプラットフォーム事業、AIソリューション事業

2. 本上場・本売出しの目的

当社は、株式上場を通じて、SRE がより自律的な経営を行うことが同社の成長戦略に沿うものと考えており、また、同社が資本市場の中でステークホルダーと直接対話することを通じて企業価値の向上を追求していくことを期待しています。また、本上場に際して、当社グループの事業との関連性を検討した結果、SRE 株式の保有比率を一定程度引き下げることが望ましいと判断し、本売出しを行うこととしました。

3. 本上場の概要

上場市場	東京証券取引所マザーズ
上場承認日	2019年11月14日
上場予定日	2019年12月19日

4. 本売出しの概要

売出株式数： 引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し 合計 1,000,000 株

売出価格： 未定

※本上場に伴い、本売出しに加えて、新規発行される SRE 株式の募集及び Z ホールディングス株式会社が保有する SRE 株式の売出し(以下「本 IPO」と総称)が行われます。

※ なお、本 IPO にあたっては、その需要状況に応じて、当社を含む SRE の株主から借り入れられた SRE 株式を利用したオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合には、当社は、336,300 株を上限として、SRE 株式の貸与及び 2020 年 1 月 16 日を行使期限としてその保有する SRE 株式を追加的に取得する権利(グリーンシューオプション)の付与を行います。

5. 当社の SRE 株式の保有株式数及び保有割合

	保有株式数	保有割合
上場前(本売出し前)	7,727,400株	56.29%
上場後(本売出し後)	6,391,100株	42.25%

※ 保有割合は、発行済株式の総数に対する保有株式数の割合です。

※ 本上場後(本売出し後)の保有株式数及び保有割合は、「4. 本売出しの概要」に記載のオーバーアロットメントによる売出しに伴い、当社が保有する SRE 株式 336,300 株を追加的に取得する権利(グリーンシューオプション)がすべて行使されたものと仮定して記載しています。

6. 当社連結業績への影響について

当社は、本売出し及び本上場後、SRE を持分法適用会社として会計処理する予定です。本売出し及び本上場にともない、当社は、当社が本上場後も保有する SRE 株式については再評価益を、本売出しにより売却した株式については売却益を、営業利益として計上する見込みです。なお、かかる再評価益及び売却益の計上が、当社の 2019 年度連結業績見通しに与える影響については、現在精査中です。

以 上

ご注意:本報道発表文は、一般に公表するための報道発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず SRE ホールディングス株式会社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上記に言及される SRE ホールディングス株式会社株式は、1933 年米国証券法(その後の改正を含む。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、同法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。SRE ホールディングス株式会社及び同社の株主は米国において証券の登録を行う予定はなく、また、米国において証券の公募を行う予定もありません。本報道発表文は、証券の販売の申込み又は買付の申込みの勧誘が違法となる法域において当該勧誘を構成するものではありません。